上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月25日

## 上尾市教育委員会

教 育 長 西 倉 剛

## 上尾市教育委員会規則第5号

上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上尾市教育委員会事務局組織規則(平成5年上尾市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「置かれる課」の次に「並びに前項の課内推進室」を加える。

第2条第2項教育総務部の部教育総務課の項を次のように改める。

## 教育総務課

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育長の秘書に関すること。
- (3) 教育行政の企画調整、広聴及び広報に関すること。
- (4) 教育行政に関する相談に関すること。
- (5) 文書事務に関すること。
- (6) 教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
- (7) 入学準備金及び奨学金の貸付けに関すること。
- (8) 事務局及び教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の人事、 給与、研修、服務及び福利厚生に関すること。
- (9) 学校の用に供する財産の管理に関すること。
- (10) 学校の施設の整備(新しい学校づくり推進室の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (11) 学校の予算に関すること。
- (12) 学校の教具及び教材に関すること。
- (13) 部内の連絡調整に関すること。
- (14) 他の部及び部内の他の課の主管に属しない事項に関すること。 新しい学校づくり推進室
  - (1) 学校施設更新計画に関すること。

- (2) 学校の施設の新築、増築及び改築並びに大規模改造工事に関すること。
- (3) 学校再編検討協議会に関すること。

第2条第2項学校教育部の部指導課の項第6号中「障害児教育」を「特別支援教育」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 教育総務部教育総務課に、課内推進室として新しい学校づくり推進室を 置く。

第3条第1項の表に次のように加える。

i	課	内	推進室	上司の命を受け、課内推進室の事務を掌理し、
-	推	進	長	その事務を処理するため、所属職員を指揮監督
1	室			する。

第3条第2項の表に次のように加える。

.⇒m		) ±4	
課	内	主幹	上司の命を受け、課内推進室の事務を整理する
推	進		とともに、特に指定された極めて高度な事務を
室			掌理し、リーダーとしての職務を行う(特に指
			名された主幹にあっては、さらに、推進室長を
			補佐する。)。
		副主幹	(1) リーダーに指名された副主幹にあっては、
		田り工、平下	
			上司の命を受け、特に指定された特に高度な
			事務を掌理するとともに、リーダーとしての
			職務を行う(特に指名された副主幹にあって
			は、さらに、推進室長を補佐する。)。
			(2) サブリーダーに指名された副主幹にあって
			は、上司の命を受け、特に指定された特に高
			度な事務を掌理するとともに、サブリーダー
			としての職務を行う。
			(3) リーダー又はサブリーダーに指名されてい
			ない副主幹にあっては、上司の命を受け、特
			に指定された特に高度な事務を掌理し、リー
			ダー又はサブリーダーを補佐する。
		主査	(1) リーダーに指名された主査にあっては、上
			司の命を受け、特に指定された高度な事務を
			掌理するとともに、リーダーとしての職務を
			行う。

- (2) サブリーダーに指名された主査にあっては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。
- (3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない主査にあっては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。

第3条第2項の表備考を次のように改める。

## 備考

- 1 この表において「リーダー」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 課長が、グループに配置した職員のうちから、当該グループの事務を統括する者として別に定めるところにより指名した者
  - (2) 推進室長が、課内推進室に属する主幹以下の職にある職員のうち から、これらの職員の行う事務を統括する者として別に定めるとこ ろにより指名した者
- 2 この表において「サブリーダー」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 課長が、グループに配置した職員のうちから、当該グループのリーダーを補佐する者として別に定めるところにより指名した者
  - (2) 推進室長が、課内推進室に属する副主幹以下の職にある職員のうちから、リーダーを補佐する者として別に定めるところにより指名した者

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。